※令和9年度予算概算要求に基づく資料です。今後変更があることにご留意ください。

スマート農業技術の開発・供給促進事業の概要及び応募に当たっての留意点



(注) 生物系特定産業技術とは、
①農林漁業、飲食料品製造業やたばこ製造業など、
　生物又は生物機能の成果に依存する産業で用いられる技術、
②生物の機能等に密接に関連する試験研究を必要とする技術、
という2つの要件に該当する技術であり、
バイオテクノロジー、作物の栽培管理や家畜の飼育、
食品の加工技術の改善のための新素材、
メカトロニクス等を応用する技術開発を含みます。

※生研支援センターは、生物系特定産業技術研究支援センターの通称です
(Bio-oriented Technology Research Advancement Institution)

本日の説明内容

１．スマート農業技術の開発･供給促進事業

２．応募書類等

1-1　スマート農業技術の開発・供給促進事業（令和９年度要求）

BRAIN

スマート農業技術活用促進総合対策 ▶ スマート農業技術の開発・供給促進事業

スマート農業技術の開発・供給促進事業

【令和９年度予算概算要求額　8,800（－）百万円】

＜対策のポイント＞
スマート農業技術の社会実装を進めるため、スマート農業技術活用促進法の基本方針に位置付けた**重点開発目標に基づき、生産現場において優先度が高く即戦力となるスマート農業技術の開発・供給の取組**を支援します。

＜事業目標＞
スマート農業技術活用促進法の開発供給事業の促進の目標に掲げる技術の実用化割合を100%［令和12年度まで］

＜事業の内容＞

1．重点課題対応型研究開発（農研機構対応型）
民間事業者による研究開発等を加速させるため、農研機構による**品目共通の基幹的技術や研究開発を促進する基盤的技術の開発**を推進します。

2．重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）
特に必要性が高いスマート農業技術の開発を促進するため、スマート農業技術活用促進法に基づく**重点開発目標に沿った民間事業者による研究開発**を支援します。

3．低コスト・小型化等現場ニーズ即応型開発
中山間地域等の生産現場の即戦力となる技術の開発・実用化を推進するため、**「低コスト」や「小型化」等の現場ニーズに基づく研究開発**を支援します。

4．先行的研究開発支援
スマート農業技術の研究開発を担う**新たなプレイヤーの参画**を推進するため、特に機動力、アイディアを有する**高専や職業能力開発大学校等が行う民間企業と連携した供給につながる研究開発**を支援します。

5．技術改良・新たな栽培方法の確立の促進
開発技術を円滑に産地へ供給するため、メーカーとサービス事業者等による**プロトタイプ段階における改良や技術に適合した新たな栽培方法の確立**を支援します。

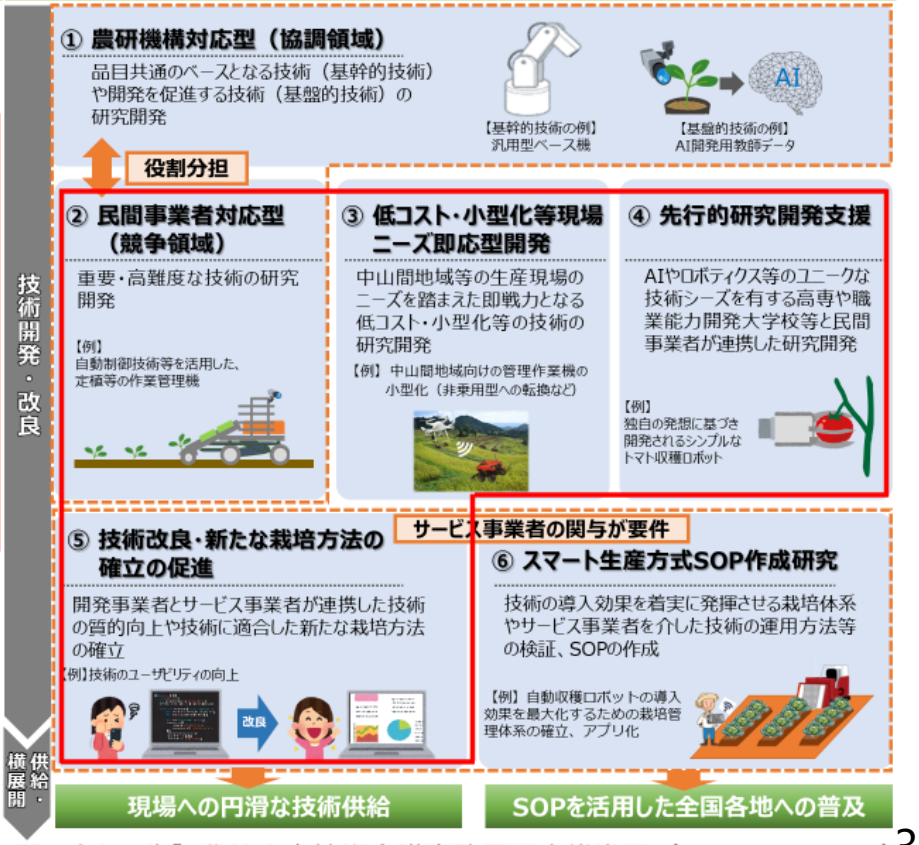
6．スマート生産方式SOP（標準作業手順書）作成研究
スマート農業技術の導入を推進するため、**導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等を検証し、標準化**する取組を推進します。

＜事業の流れ＞

国 →（交付（定額））→ （国研）農業・食品産業技術総合研究機構（１の事業）→（委託）→ 民間団体等（公設試、大学を含む）（２～６の事業）

機密性２・農研機構限り

＜事業イメージ＞



［お問い合わせ先］農林水産技術会議事務局研究推進課（03-6744-7043）

1-2　令和７年度補正予算における応募者の要件①【参考】

- 研究種目毎に定められた役割種別を備えた研究グループ又は単独研究機関から応募。
- 採択された場合には、代表機関はコンソーシアムを設立するとともに、構成員の役割分担を明確にして、研究課題を進行。

研究グループの例（重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）の場合）

１．研究機関

○ 代表機関（応募者）

○ 共同研究機関

（自ら研究を実施する民間企業、大学、地方公共団体、一般又は公益法人、国立研究開発法人等であり、日本国内に設置された法人格を有する者）

２．開発・供給支援機関

（研究成果の農業生産現場への迅速な供給を進める民間企業（製造事業者や農業支援サービス事業者）や普及を担う普及組織や農業者等、研究成果（製品等）のユーザーとなる民間企業等のことで、自ら研究を実施せずに研究グループに参加する者）

３．研究管理運営機関※要する場合

（研究代表者が所属する応募者とは別に、生研支援センターとの委託契約や委託契約に係る業務及び経理執行業務を行なう者であり、生研支援センターが必要と認めた場合に限り、設置することが可能。）

【役割種別（１．研究機関又は２．開発・供給支援機関として参画する必要）】

ア 社会実装を担う者、 イ 研究用ほ場を有する者、 ウ 農業者等（ウについては協力機関でも可）

協力機関の例（委託事業の実施する上での協力機関。研究グループ外。）

地域金融機関等（研究グループに参画し研究・検証等を実施する場合加点）、研究支援者、農業者等

1-3　令和７年度補正予算における応募者の要件②【参考】

○　代表機関の要件

- 日本国内に設置された法人格を有する研究機関であること
- 研究開発を円滑に実施するための研究体制、研究員等を有すること
- 研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有すると共に、研究代表者及び経理責任者を設置していること

等

（研究代表者が所属する代表機関とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（**研究管理運営機関**）を設置可能）

○　研究グループの要件

- 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、参画する全ての機関の同意が必要
- 参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究グループの代表機関が行うこと
- 研究の一部または全部を研究グループの構成員以外の他の研究機関等に再委託することは不可

等

1-4　令和７年度補正予算における審査の内容【参考】

①審査手続きについて

（１）　総合審査（一次審査･二次審査）

- 応募書類等をもとに評議委員（外部委員及び行政委員）が本事業で定める審査実施要領の審査基準に基づき審査。一次審査では、応募書類等をもとに審査を行い、二次審査の対象となる研究課題を選定。二次審査では、書面（質問票）による質疑応答の結果を踏まえ審査。

（２）　総合討議

- 総合審査の結果について、評議委員会で各委員から採点理由や採点変更の有無等を確認後、各研究課題に対する評点を確定するとともに、各研究種目の営農類型における順位を確定。

（３）　採択課題の決定

- 総合討議における選考結果について、運営管理委員会の承認を経て、採択課題を決定。

1-5　令和７年度補正予算における審査基準【参考】

②　審査基準について

1 必須項目

項　目	内　容
（1）研究実施主体の適格性	研究グループの要件に適合しているか
	スマート農業技術活用促進法第13条第４項に基づく認定を受けている、又は認定を受けていないが認定に必要となる手続・検討を進めているか
（2）研究課題・内容の適格性	公募分野を対象とした研究であるか
	事業で実施する内容が、該当するスマート農業技術活用促進法第13条第４項に基づき認定を受けた、又は認定を受けることが確実である開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しているか

※１　必須項目で不適合となった場合は、審査・採択されません。また、政策加点を除く審査項目の合計点数が６割を下回った場合は、二次審査の対象、採択候補課題となりません。

※２　研究種目毎に対象となる項目や配点が異なります（詳細は本説明資料の28頁を参照）。

2 審査項目（研究課題及び開発等技術の意義に対する審査）

項　目	内　容
ア　課題設定の適切性	農業者へのヒアリングや統計情報の活用等により、農業生産現場のニーズを適切に調査・分析し、当該調査結果に基づく適切な目標設定がなされているか
イ　既存研究・技術からの独立性	開発等を実施するスマート農業技術が、既に広く普及している技術の単純な再現に該当せず、また、公的研究費により実施された既存の研究開発課題と目的、内容、成果の観点で重複することなく、独立した技術開発として位置付けられているか
ウ　開発等技術の有効性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている品目や農作業の労働生産性向上（労働時間削減又は付加価値額向上）に有効なものか
エ　開発等される製品・サービスの農業経営における利益増加効果	開発等される製品・サービスが、既存又は類似のもの（スマート農業技術以外の製品等も含む）と比較して、労働時間の削減や収量・品質の向上等を通じて、当該製品等を導入した農業経営の利益を増加させることが見込まれるか
オ　開発等技術の適用性	開発等を実施するスマート農業技術が、複数の品目や作業、多様な生産環境に適用可能であり、多くの農業者や産地に裨益するものか
カ　導入障壁低減効果の有効性	開発等を実施するスマート農業技術の低コスト化等、製品・サービスの導入障壁を下げるための取組が含まれ、かつその取組は有効なものか

2 審査項目（研究計画に対する審査）

項　目	内　容
ア　技術の構成方法の妥当性	目標とする労働生産性向上の効果を達成するために、適切な要素技術を選定する等、妥当な技術的アプローチの選定がなされているか
イ　研究計画の正確性・妥当性	当該研究計画が、社会実装を見据えて立案され、かつ、研究期間内に成果を得るための適切なマイルストーン・スケジュールが設定されているか
ウ　研究経費の妥当性	当該研究の計画において、研究内容を踏まえ、適切に事業費が計上されているか
エ　研究体制の有効性・妥当性	当該研究計画の遂行に必要な機関や者が参画しており、また、適切に役割分担がなされているか

2 審査項目（政策加点）

項　目	内　容
ア　生産振興施策上の技術開発の必要性	開発等による省力化や高度化の必要性が高い技術であるか（生産量が多い等より重要な品目を対象にしており、生産現場からのニーズが高く、既存技術と比較して省力化等の効果が優位な技術であるか）
イ　開発等技術の早期実用化の可能性	食料・農業・農村基本計画で定められた KPI である、スマート農業技術活用促進法に基づく基本方針第二の１の（２）に位置付けられたスマート農業技術等の令和 12 年度までの実用化の達成に向けて、当該研究計画の成果は当該目標年限に照らして早期の実用化が見込まれるか
ウ　関連する施策との整合性	関連する施策と整合しているか ①みどりの食料システム戦略の推進に資する研究課題 ②参画する民間事業者がマッチングファンド方式（研究費の一部を企業負担）を実施する場合 ③地域金融機関等が研究グループに参画し、研究実施計画に研究・検証等を実施することが明確に記載されている場合
エ　中山間地域の課題への対応度	当該研究の実施が、公募分野の別表２で示す公募対象技術に該当し、かつ、中山間地域の課題の解決につながるか
オ　スマート農業技術活用促進法における開発供給実施計画の認定取得等	当該研究計画で実施する内容が、スマート農業技術活用促進法における認定を受けた、又は認定に必要となる手続を進めている開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しており、かつ研究主体に当該開発供給実施計画の認定者（代表者）を含むか。
カ　研究体制の優位性	以下の役割種別を満たす機関を研究グループに含む又は協力機関として置いているか。 ①社会実装を担う者 ②農業者等

1-6　公募及び審査スケジュール【参考】

公募の受付	令和○年12月下旬
⇩	
公募締切	令和○年２月中旬
⇩	
評議委員（外部委員及び行政委員）による審査	令和○年２月中旬～３月下旬
⇩	
採択課題の決定・公表	令和○年４月下旬
⇩	
委託契約の締結	令和○年６月頃

※**令和９年度**の公募に関する情報は、生研支援センターのウェブサイト、メールマガジン、X（旧Twitter）等で発信しますので、ご確認ください。

〈生研支援センター（BRAIN）〉
https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/index.html

★**X（旧Twitter）・メールマガジンの登録はこちらから**★

生研支援センター（BRAIN）
@BRAIN_JPN
https://x.com/BRAIN_JPN

X（旧Twitter）
@BRAIN_JPN

【メールマガジンの登録手順】

配信を希望するメールアドレスから、件名に「配信希望」、本文に「ご所属・お名前」を入力 sh-brain_email-magazine@naro.go.jp にメールを送信ください。

メルマガQRコード

本日の説明内容

１．スマート農業技術の開発･供給促進事業

２．応募書類等

２．令和７年度補正予算における応募書類等

１．応募書類の構成（e-Radで提出するもの）

様式	研究課題提案書	【必須】
別記様式１	参画機関の知的財産への取組状況等	【必須】
別記様式２	情報管理実施体制について	【必須】
別記様式３	研究管理運営機関を活用する理由書	【該当研究課題のみ】
別記様式４	研究支援者の情報等	【該当研究課題のみ】
別記様式５	データマネジメントプラン ※「農業分野におけるＡＩ・データに関する契約ガイドライン」の契約の対象か否かを含む。	【該当研究課題のみ】
別記様式６	オープンＡＰＩの要件化に係る確認事項	【該当研究課題のみ】
別記様式７	研究活動の不正行為防止のための対応	【必須】

２．審査参考資料（E-mailで提出するもの）

応募書類と併せ、審査参考資料として、研究課題提案書を要約したプレゼンテーション資料（説明動画：15分以内）を提出。

e-Radシステムを使用した応募方法について



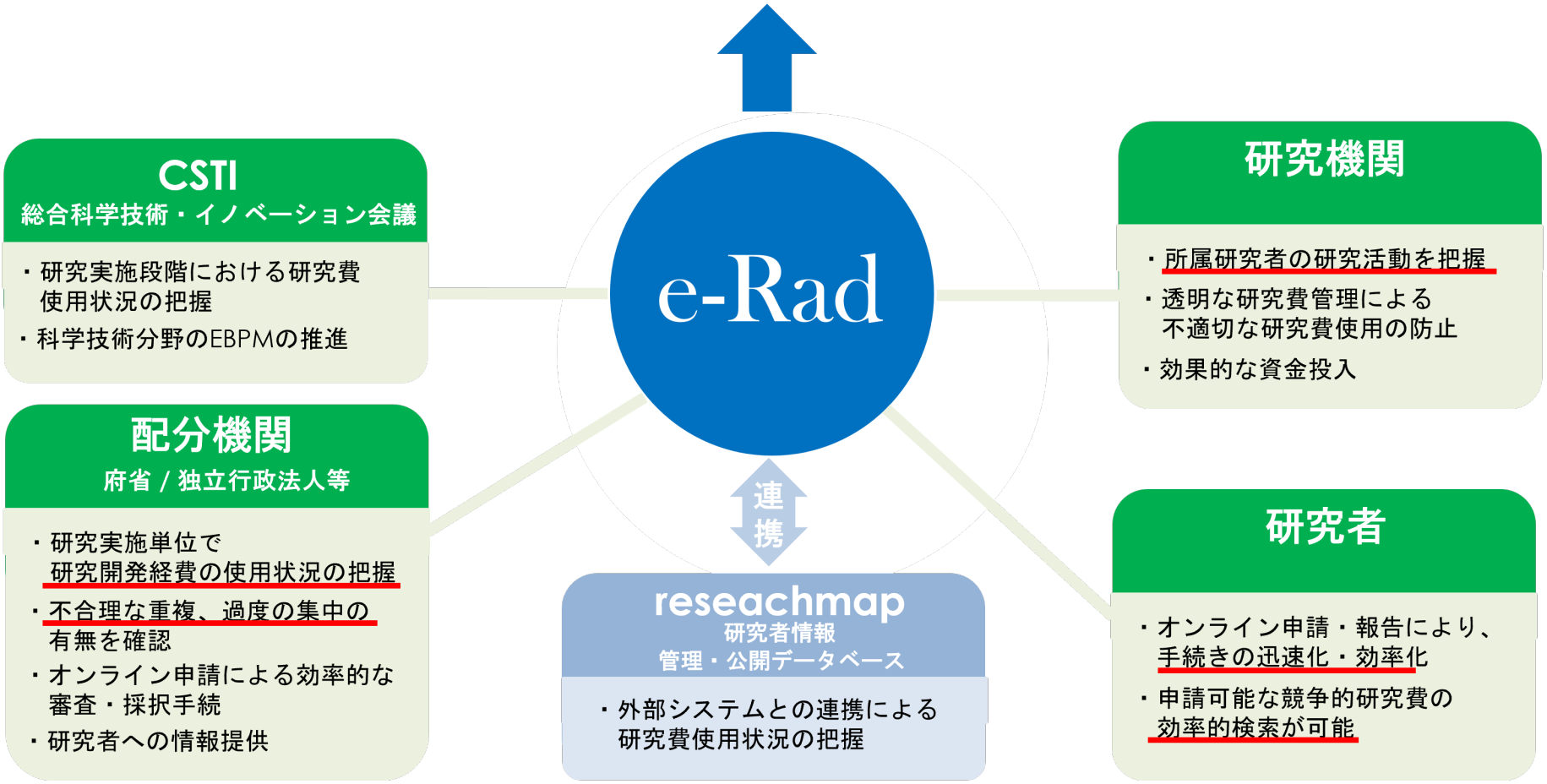
※生研支援センターは、生物系特定産業技術研究支援センターの通称です
（Bio-oriented Technology Research Advancement Institution）

1　e-Radシステムとは

＜府省共通研究開発管理システム（e-Rad）＞

競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する**府省横断的なシステム**

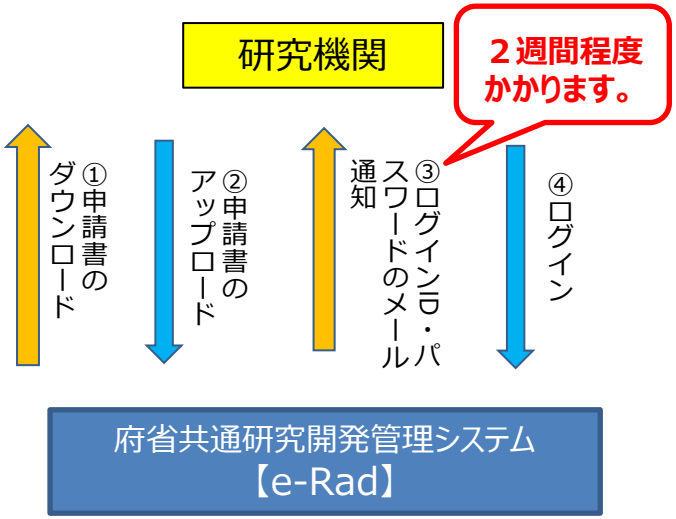
政府研究開発投資のアカウンタビリティ向上



2　e-Radでの応募

【e-Radによる応募の流れ】

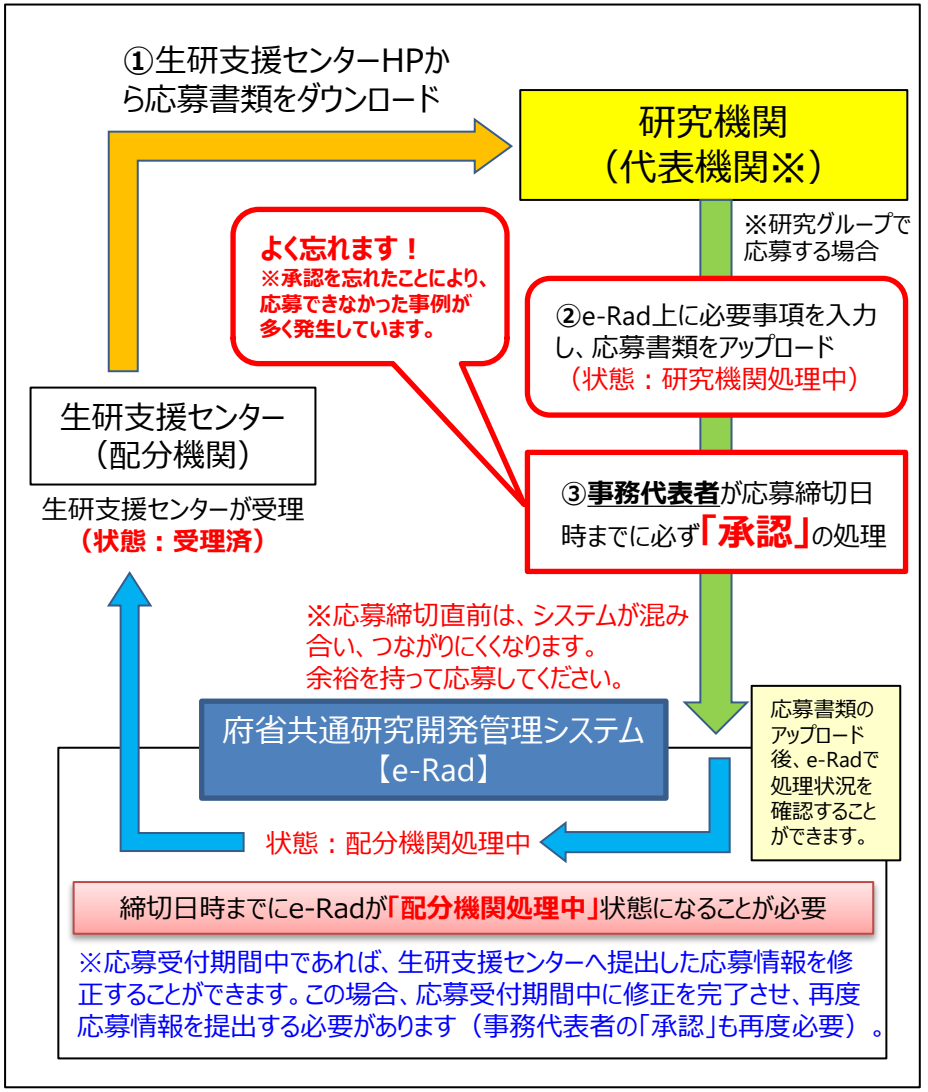
○研究機関の登録申請手続き



ログイン後、以下の情報登録が必要
・部局コードの設定、所属研究機関の基本情報の設定
・（事務分担者を置く場合）事務分担者の登録
・所属している研究者の登録

※登録（e-Rad番号の取得）は、代表機関だけではなく、構成員となる研究機関（共同研究機関）も必要です（共同研究機関のe-Rad番号は当該機関が自ら取得する必要があります）。

○課題提案書の応募手続き



ご清聴ありがとう
ございました。

つづいて、「研究活動における不正行為
の防止」について説明いたします。
このままお待ちください。

※生研支援センターは、生物系特定産業技術研究支援センターの通称です
（Bio-oriented Technology Research Advancement Institution）

BRAIN

令和８年10月

生研支援センター競争的研究費に関する応募前説明

［・研究活動における不正行為の防止］



(注) 生物系特定産業技術とは、
①農林漁業、飲食料品製造業やたばこ製造業など、
　生物又は生物機能の成果に依存する産業で用いられる技術、
②生物の機能等に密接に関連する試験研究を必要とする技術、
という2つの要件に該当する技術であり、
バイオテクノロジー、作物の栽培管理や家畜の飼育、
食品の加工技術の改善のための新素材、
メカトロニクス等を応用する技術開発を含みます。

生研支援センター
研究管理部研究管理課
研究セキュリティ・インテグリティ室

※生研支援センターは、生物系特定産業技術研究支援センターの通称です
（Bio-oriented Technology Research Advancement Institution）

目　次

1　不正行為等とは・・・

不正行為

- ●ねつ造　存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ●改ざん　データ等を真正でないものに加工すること
- ●盗　用　他の研究者のアイデア等を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること

このほか、二重投稿及び不適切なオーサーシップが不正行為として認識されるようになってきており、研究機関における研究成果の適切な取扱いが強く望まれます。

不正使用等

●不正使用　故意若しくは重大な過失により研究費を他の用途に使用すること、競争的研究費等の交付の決定やこれに付した条件に違反した使用をすること

●不正受給　偽りその他不正な手段により研究費を受給すること

不正行為等により、研究活動に対する国民の信頼が損なわれれば、生研支援センターが研究費を配分する事業が成り立たなくなります。

不正行為等が行われた場合には

- **委託契約の解除、委託費の返還**
- **研究費への応募・申請の制限（最長１０年間）**
 研究機関による組織的な不正行為等が認定された場合には、競争入札参加資格を停止する措置を行います。
- **他の競争的研究費を所管する府省等に情報提供**
 他の配分機関においても、競争的研究費への応募・申請が制限される場合があります。

不正行為等が行われれば、不正行為等を行った者だけではなく、その監督者や組織に対する信頼の失墜にもつながります！

３不正行為等に関する指針等

- **競争的研究費の適正な執行に関する指針**
（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

 https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

- **農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン**（農林水産省）

 https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/h30_fusei_guideline_20180720.pdf

- **研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）**（農林水産省）

 https://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/misbehavior-14.pdf

４（１）不正行為等の防止

研究倫理教育の実施等

研究倫理教育の実施

- 研究機関の研究倫理教育の推進を統括する責任者の設置
- 研究者等への教育を推進するための体制や規程類の整備
- eL CoRE等のeラーニング教材や研究公正ポータルの映像教材等を活用した教育の実施

※　eL CoRE　https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx
※　研究公正ポータル　https://www.jst.go.jp/kousei_p/

告発・相談受付窓口の設置

- 不正行為等の告発・相談窓口を設置し、窓口の利用方法等を教育で周知徹底

４（２）不正行為等の防止

研究費の管理・監査体制の整備

- 研究機関の長は、最高責任者として、研究費の管理・監査の体制を整備
- 研究費の執行の責任と権限の所在と範囲を明確化し、研究機関の内外に周知・公表
- 全ての研究関係者に向け、分かり易く、明確な事務手続のルールを定める
- ルールを広く周知するとともに、ルールが適正に運用されていることをチェック

4（3）不正行為等の防止③

「研究倫理に関する誓約書」の提出

提出時期	対象者	内　　容	提出方法
応募時	研究代表者	・ガイドラインを遵守すること ・委託業務事務担当者説明会資料の動画を視聴し、内容を遵守すること	提案書の一部として提出
契約時	委託事業の研究活動に関わる全ての者	・研究倫理教育を実施したこと ・ガイドラインを遵守すること ・委託業務事務担当者説明会資料を確認し、内容を遵守すること	代表機関がコンソーシアムの全構成員の誓約書をまとめて、生研支援センターに提出

誓約書が添付されていない提案書の審査は行いません。
また、誓約書を提出しない研究機関を含むコンソーシアムとは委託契約を締結しません。

不正行為等が疑われる場合の対応

- 生研支援センターに、研究者による不正行為等が疑われる旨の報告
- 研究機関に調査委員会を設置し、調査を実施
- 必要に応じて、不正行為等が疑われる研究者に対する委託費の使用停止等
- 生研支援センターに調査結果を報告
- 不正行為等が認定された場合には、研究機関の規程等による懲戒等

不正行為等が認定されるまでは、生研支援センターが不正行為等が疑われるとの事実を公表することはありません。速やかに、ご連絡、ご相談をお願いします。

６不正行為等の事例

○　不正行為等の概要
　実際に出張していないにも拘らず、繰り返し、旅費を請求し、受領し、私的流用した。（不正使用額：約２０万円）

○　不正行為等の要因
　コンプライアンス教育の不徹底
　内部監査が適切に機能しなかった

○　研究者に対する措置
　研究費への応募・申請制限（最長１０年）

○　研究機関に対する措置
　再発防止策の実施など

不正行為等が行われれば、不正行為等を行った研究者の研究活動の機会が奪われるとともに、研究機関の信用の失墜にもつながります。
不正行為等は、絶対に止めましょう。

ご清聴ありがとうございました

※生研支援センターは、生物系特定産業技術研究支援センターの通称です

（Bio-oriented Technology Research Advancement Institution）